

令和3年度 ダイオキシン類等分析結果

項目	排出基準 (自主基準値)	施設名	採取日					
			採取日	採取日	採取日	採取日		
排ガス 【煙突中間部にて 試料採取】	0.1ng-TEQ/m ³ N (0.05ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	採取日	4/16	8/18	10/5	2/17	
			結果の得られた日	5/17	9/10	11/11	3/10	
			分析値	0.000030	0.0000035	0.0000023	0.00048	
		2号炉	採取日	4/15	8/19	10/6	2/18	
			結果の得られた日	5/17	9/10	11/11	3/10	
			分析値	0.000016	0.0000022	0.00013	0.0000018	
焼却主灰 (湿灰)	含有試験 3ng-TEQ/g 埋立基準	1号炉	採取日	10/7				
			結果の得られた日	11/11				
			分析値	0.0026				
		2号炉	採取日	10/7				
			結果の得られた日	11/11				
			分析値	0.00099				
焼却飛灰処理物	含有試験 3ng-TEQ/g 埋立基準	2炉分	採取日	10/7				
			結果の得られた日	11/11				
			分析値	0.30				
焼却飛灰 (処理前のばいじん)	— ng-TEQ/l	2炉分	採取日	10/7				
			結果の得られた日	11/11				
			分析値	0.29				
放流水	10pg-TEQ/l	じん芥処理場	採取日	5/12	11/4			
			結果の得られた日	6/10	12/10			
			分析値	0.000054	0.000045			
		水処理施設	採取日	7/15				
			結果の得られた日	8/20				
			分析値	0.000045				
		最終処分場	採取日	7/15				
			結果の得られた日	8/20				
			分析値	0.00065				
保有水(原水)	— pg-TEQ/l	最終処分場	採取日	7/15				
			結果の得られた日	8/20				
			分析値	0.14				
最終処分場 周辺地下水 (場外への影響を判断)	1pg-TEQ/l (環境基準)	観測井戸	採取日	7/15				
			結果の得られた日	8/20				
			分析値	No.1	0.88			
				No.4	0.14			

「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」及び「下水道法」の規定に基づき測定しています。

※毒性等量は定量下限値未満の値を0として算出した値となります。

※()の基準値については、法規制値ではなく、より厳しい数値の自主基準値(停止基準)を用いています。

令和3年度 排ガス分析結果

1号炉

項目	基準値 (自主基準値)	単位	採取日					
			4/16	6/3	8/18	10/5	12/2	2/17
			測定結果の得られた日					
			5/17	7/12	9/10	11/11	1/13	3/10
ばいじん濃度 (12%換算)※	0.04以下 (0.005以下)	g/m ³ N	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ばいじん量	—	g/h	33.9未満	33.9未満	33.9未満	33.9未満	33.9未満	33.9未満
窒素酸化物 (12%換算)	250以下 (50以下)	ppm	25	—	22	28	—	24
塩化水素 (12%換算)	430以下 (10以下)	ppm	1.6	—	0.73	1.3	—	1.1
硫黄酸化物 (12%換算)	(10以下)	ppm	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
鉛及び その化合物	10以下	mg/m ³ N	0.05未満	—	—	0.05未満	—	—
カドミウム及び その化合物	0.5以下	mg/m ³ N	0.01未満	—	—	0.01未満	—	—
塩素	1以下	ppm	0.1未満	—	—	0.1未満	—	—
アンモニア	50以下	ppm	4.1	—	—	3.1	—	—
シアン化合物	11.6以下	mg/m ³ N	0.6未満	—	—	0.6未満	—	—
フッ素及び その化合物	2.5以下	mg/m ³ N	1.3	—	—	1.3	—	—
硫化水素	10以下	ppm	1未満	—	—	1未満	—	—
全水銀	50以下	μg/m ³ N	0.82	—	—	2.5	—	—

※…大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号))の規定に基づき次のとおり測定しています。

※…神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき次のとおり測定しています。

※記載以外に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定により、硫黄酸化物及び窒素酸化物の事業所からの総量規制がかけられていますが、総量規制値は大きいため、常に基準値を下回っております。

※試料採取場所:煙突中間部

※()の基準値については、法規制値ではなく、より厳しい数値の自主基準値(停止基準)を用いています。

令和3年度 排ガス分析結果

2号炉

項目	基準値 (自主基準値)	単位	採取日					
			4/15	6/3	8/19	10/6	12/2	2/18
			測定結果の得られた日					
			5/17	7/12	9/10	11/11	1/13	3/10
ばいじん濃度 (12%換算) ※	0.04以下 (0.005以下)	g/m ³ N	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ばいじん量	—	g/h	33.9未満	33.9未満	33.9未満	33.9未満	33.9未満	33.9未満
窒素酸化物 (12%換算)	250以下 (50以下)	ppm	29	—	27	28	—	27
塩化水素 (12%換算)	430以下 (10以下)	ppm	1.1	—	0.78	1.6	—	1.6
硫黄酸化物 (12%換算)	(10以下)	ppm	1.0未満	1.5	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.1
鉛及び その化合物	10以下	mg/m ³ N	0.05未満	—	—	0.05未満	—	—
カドミウム及び その化合物	0.5以下	mg/m ³ N	0.01未満	—	—	0.01未満	—	—
塩素	1以下	ppm	0.1未満	—	—	0.1未満	—	—
アンモニア	50以下	ppm	1.6未満	—	—	26	—	—
シアン化合物	11.6以下	mg/m ³ N	0.6未満	—	—	0.6未満	—	—
フッ素及び その化合物	2.5以下	mg/m ³ N	1.5	—	—	1.2	—	—
硫化水素	10以下	ppm	1未満	—	—	1未満	—	—
全水銀	50以下	μg/m ³ N	1.6	—	—	1.0	—	—

…大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号))の規定に基づき次のとおり測定しています。

…神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき次のとおり測定しています。

表の記載以外に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定により、硫黄酸化物及び窒素酸化物の事業所からの総量規制がかけられています。総量規制値は大きいため、常に基準値を下回っております。

※試料採取場所: 煙突中間部

※()の基準値については、法規制値ではなく、より厳しい数値の自主基準値(停止基準)を用いています。

令和3年度 ごみ質分析結果

項 目		単 位	採 取 日				
			4/6	5/10	6/2	7/8	
			測定結果の得られた日				
			5/17	6/10	7/12	8/12	
種 類 組 成	紙・布類	wt%	31.85	31.75	17.83	38.40	
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	wt%	11.54	12.44	18.27	23.31	
	木・竹・わら類	wt%	13.55	19.44	32.16	4.91	
	厨芥類	wt%	16.40	11.68	6.00	16.25	
	不燃物類	wt%	8.36	3.43	3.48	2.98	
	その他	wt%	18.30	21.26	22.26	14.15	
物 理 化 学 的 性 状	水分	wt%	39.17	38.69	19.72	43.92	
	灰分	wt%	19.49	11.80	16.64	9.28	
	可燃分	wt%	41.34	49.51	63.64	46.80	
	高位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg	17,600	18,380	18,430	21,330	
	高位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	9,280	10,660	14,170	11,350	
	低位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	7,590	8,880	12,610	9,350	
	元 素 組 成	炭素	wt%	22.3	25.1	34.5	26.2
		水素	wt%	3.19	3.64	4.78	3.93
		酸素	wt%	15.41	19.52	23.49	15.96
		窒素	wt%	0.32	0.56	0.41	0.41
		塩素	wt%	0.11	0.68	0.44	0.28
		硫黄	wt%	0.01	0.01	0.02	0.02
単位容積重量 (見掛比重)		kg/m ³	288	209	152	219	

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)に基づき測定しています。

ごみ質は、焼却炉での燃焼を決定づける最も重要な要素です。分析結果を利用して、焼却炉への給じん量や空気量、燃焼室の単位容積・時間あたりの発熱量及び排ガス量を算出することができ、最適な処理量を求めることができます。

令和3年度 ごみ質分析結果

項 目		単 位	採 取 日				
			8/4	9/6	10/8	11/1	
			測定結果の得られた日				
			9/10	10/12	11/11	12/10	
種 類 組 成	紙・布類	wt%	36.29	36.23	48.56	43.02	
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	wt%	21.52	17.78	22.57	24.50	
	木・竹・わら類	wt%	13.78	21.18	6.99	5.47	
	厨芥類	wt%	10.66	10.21	4.41	11.71	
	不燃物類	wt%	5.06	0.54	1.92	1.90	
	その他	wt%	12.69	14.06	15.55	13.40	
物 理 化 学 的 性 状	水分	wt%	39.51	42.65	40.00	38.79	
	灰分	wt%	15.35	7.08	10.03	11.85	
	可燃分	wt%	45.14	50.27	49.97	49.36	
	高位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg	22,240	18,820	20,940	22,600	
	高位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	12,380	10,700	12,170	13,420	
	低位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	10,470	8,750	10,240	11,380	
	元 素 組 成	炭素	wt%	26.9	27.1	27.6	30.3
		水素	wt%	4.10	3.95	4.14	4.78
		酸素	wt%	13.37	18.49	17.64	13.71
		窒素	wt%	0.24	0.33	0.32	0.33
		塩素	wt%	0.51	0.38	0.26	0.23
硫黄		wt%	0.02	0.02	0.01	0.01	
単位容積重量 (見掛比重)		kg/m ³	229	218	172	163	

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)に基づき測定しています。

ごみ質は、焼却炉での燃焼を決定づける最も重要な要素です。分析結果を利用して、焼却炉への給じん量や空気量、燃焼室の単位容積・時間あたりの発熱量及び排ガス量を算出することができ、最適な処理量を求めることができます。

令和3年度 ごみ質分析結果

項 目		単 位	採 取 日				
			12/1	1/6	2/9	3/2	
			測定結果の得られた日				
			1/13	2/10	3/10	4/12	
種 類 組 成	紙・布類	wt%	27.52	30.25	37.85	35.25	
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	wt%	13.11	12.66	19.97	15.50	
	木・竹・わら類	wt%	11.80	12.95	9.60	7.78	
	厨芥類	wt%	13.55	23.01	11.29	7.37	
	不燃物類	wt%	11.11	1.68	1.37	5.38	
	その他	wt%	22.91	19.45	19.92	28.72	
物 理 化 学 的 性 状	水分	wt%	29.45	42.83	40.95	24.86	
	灰分	wt%	24.16	13.58	10.75	25.97	
	可燃分	wt%	46.39	43.59	48.30	49.17	
	高位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg	19,200	19,050	20,620	17,620	
	高位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	11,490	10,580	11,900	12,320	
	低位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	9,880	8,700	10,000	10,650	
	元 素 組 成	炭素	wt%	28.1	25.1	27.2	31.4
		水素	wt%	3.78	3.60	3.79	4.58
		酸素	wt%	13.77	13.96	16.48	12.11
		窒素	wt%	0.43	0.43	0.61	0.51
		塩素	wt%	0.29	0.49	0.20	0.56
		硫黄	wt%	0.02	0.01	0.02	0.01
単位容積重量 (見掛比重)		kg/m ³	167	168	147	178	

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)に基づき測定しています。

ごみ質は、焼却炉での燃焼を決定づける最も重要な要素です。分析結果を利用して、焼却炉への給じん量や空気量、燃焼室の単位容積・時間あたりの発熱量及び排ガス量を算出することができ、最適な処理量を求めることができます。

令和3年度 焼却残さの熱しゃく減量

1号炉・2号炉

項目	基準値	単位	採取日												
			4/14	5/12	6/2	7/8	8/4	9/1	10/7	11/4	12/1	1/12	2/18	3/9	
			測定結果の得られた日												
			5/17	6/10	7/12	8/12	9/10	10/12	11/11	12/10	1/13	2/10	3/10	4/12	
1号炉 熱しゃく減量	10以下	wt%	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2	0.3	0.1未満	0.1未満	0.1未満

項目	基準値	単位	採取日											
			4/14	5/12	6/2	7/8	8/4	9/1	10/7	11/4	12/1	1/12	2/18	3/9
			測定結果の得られた日											
			5/17	6/10	7/12	8/12	9/10	10/12	11/11	12/10	1/13	2/10	3/10	4/12
2号炉 熱しゃく減量	10以下	wt%	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3	0.1未満	0.1未満	0.4	0.6	0.1未満	0.1未満	0.1未満

※「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正：平成2年2月1日衛環第22号)に従い1月に1回測定

※熱しゃく減量とは、ごみを焼却した結果として残る焼却残さ中の未燃物質を重量(%)で表したもので、焼却残さの質が分かります。熱しゃく減量の少ないものほど、良好な燃焼が行われていることを表します。

令和3年度 焼却飛灰処理物総合溶出試験

1号炉 ・ 2号炉混合

項 目	基 準 値	単 位	採 取 日
			10/7
			測定結果の得られた日
			11/11
水素イオン濃度 (pH)	—	—	11.3 (25°C)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l	不検出
水銀又はその化合物	0.005以下	mg/l	0.0005未満
カドミウム又はその化合物	0.09以下	mg/l	0.01未満
鉛又はその化合物	0.3以下	mg/l	0.03未満
有機リン化合物	1以下	mg/l	0.1未満
六価クロム化合物	1.5以下	mg/l	0.05未満
ヒ素又はその化合物	0.3以下	mg/l	0.01未満
シアン化合物	1以下	mg/l	0.1未満
ホリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003以下	mg/l	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.3以下	mg/l	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/l	0.002未満
セレン又はその化合物	0.3以下	mg/l	0.03
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l	0.002未満
四塩化炭素	0.02以下	mg/l	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l	0.002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	mg/l	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l	0.002未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/l	0.002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/l	0.002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l	0.002未満
チウラム	0.06以下	mg/l	0.005未満
シマジン	0.03以下	mg/l	0.002未満
チオベンカルブ	0.2以下	mg/l	0.005未満
ベンゼン	0.1以下	mg/l	0.002未満
1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l	0.05未満

ばいじん(集じん設備によって集められたもの)は特別管理一般廃棄物に指定されているため、その処分方法として薬剤処理(キレート処理)し、含有の可能性のある重金属等によって人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう配慮しています。

薬剤処理(キレート処理)する場合の基準として「特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」(環告42号、平成4年7月3日)があり、固形状のものについては、金属等が溶出しないよう処分又は再生されていることとされています。

金属等が溶出しないこととは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」により、各物質の溶出が基準以下であることとされています。

令和3年度 焼却飛灰処理物鉛溶出試験

1号炉・2号炉混合

項目	基準値	単位	採取日					
			4/14	6/2	8/4	10/7	12/1	2/18
			測定結果の得られた日					
			5/17	7/12	9/10	11/11	1/13	3/10
鉛又はその化合物	0.3以下	mg/l	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満

ばいじん(集じん設備によって集められたもの)は特別管理一般廃棄物に指定されているため、その処分の方法として薬剤処理(キレート処理)し、含有の可能性のある重金属等によって人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう配慮しています。

薬剤処理(キレート処理)する場合の基準として「特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」(環告42号、平成4年7月3日)があり、固形状のものについては、金属等が溶出しないよう処分又は再生されていることとされています。

金属等が溶出しないこととは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」により、各物質の溶出が基準以下であることとされています。

令和3年度 排水総合分析結果

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
			5/12	11/4				5/12	11/4
			測定結果の得られた日					測定結果の得られた日	
			6/10	12/10				6/10	12/10
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l	0.003未満	0.003未満	チウラム	0.06以下	mg/l	0.005未満	0.005未満
シアン化合物	1以下	mg/l	0.1未満	0.1未満	シマジン	0.03以下	mg/l	0.002未満	0.002未満
有機燐化合物	0.2以下	mg/l	0.1未満	0.1未満	チオベンカルブ	0.2以下	mg/l	0.005未満	0.005未満
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l	0.01未満	0.01未満	ベンゼン	0.1以下	mg/l	0.002未満	0.002未満
六価クロム化合物	0.5以下	mg/l	0.05未満	0.05未満	セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l	0.01未満	0.01未満
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l	0.01未満	0.01未満	ほう素及びその化合物	230以下	mg/l	0.05	0.18
総水銀	0.005以下	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l	0.5未満	0.5未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l	不検出	不検出	1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l	0.05未満	0.05未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	フェノール類含有量	0.5以下	mg/l	0.05未満	0.05未満
トリクロエチレン	0.1以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	銅含有量	1以下	mg/l	0.05未満	0.05未満
テトラクロエチレン	0.1以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	亜鉛含有量	1以下	mg/l	0.05未満	0.05未満
ジクロメタン	0.2以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	溶解性鉄含有量	3以下	mg/l	0.2未満	0.2未満
四塩化炭素	0.02以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	溶解性マンガン含有量	1以下	mg/l	0.05未満	0.05未満
1,2-ジクロエタン	0.04以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	クロム含有量	2以下	mg/l	0.1未満	0.1未満
1,1-ジクロエチレン	1以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下(鉱物)	mg/l	1未満	1未満
シス-1,2-ジクロエチレン	0.4以下	mg/l	0.002未満	0.002未満		30以下(動植物油脂類)	mg/l	1未満	1未満
1,1,1-トリクロエタン	3以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	ヨウ素消費量	220未満	mg/l	5未満	5未満
1,1,2-トリクロエタン	0.06以下	mg/l	0.002未満	0.002未満	ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l	0.1未満	0.1未満
1,3-ジクロプロペン	0.02以下	mg/l	0.002未満	0.002未満					

は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)の規定に基づき測定しています。

その他の項目は、ごみ焼却施設からの排水を処理する排水処理施設の機能を監視するために、施設の出口で測定したものを下水道法の放流水基準(*)に当てはめたものです。

(*)規制基準値は、下水道法及び下水道法施行令第9条の4第4項の規定により定められている県条例(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例)に基づいています。

※下水道法では、下水道へ流入する排水の最終放出口での水質に規制基準を設定しています。

令和3年度 排水定期分析結果

項目	基準値	単位	採取日											
			4/7	5/12	6/2	7/8	8/4	9/1	10/7	11/4	12/1	1/12	2/10	3/9
			測定結果の得られた日											
			5/17	6/10	7/12	8/12	9/10	10/12	11/11	12/10	1/13	2/10	3/10	4/12
水温	45未満	℃	23.0	23.0	26.5	27.5	29.5	31.5	29.0	27.0	24.0	19.5	18.0	21.0
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	pH	7.8 (21℃)	8.2 (22℃)	7.7 (23℃)	7.9 (24℃)	7.9 (26℃)	8.0 (25℃)	8.1 (22℃)	8.0 (23℃)	8.3 (19℃)	8.4 (17℃)	7.9 (18℃)	7.5 (18℃)
生物学的酸素 消費量 (BOD)	600未満	mg/ℓ	4	1未満	3	2	3	2	1	4	1	1未満	2	1未満
化学的酸素 消費量 (COD)	—	mg/ℓ	11	3	11	15	15	7	6	8	3	4	10	6
浮遊物質 量 (SS)	600未満	mg/ℓ	2	2	3	3	1未満	1未満	1未満	2	11	1	2	1未満
アンモニア窒素、亜 硝酸性窒素及び硝酸 性窒素	380未満 (3項目の合 計)	mg/ℓ	5.4	3.6	6.0	6.6	5.7	5.7	7.0	10	6.6	4.2	7.2	6.1

は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)の規定に基づき測定しています。

その他の項目は、ごみ焼却施設からの排水を監視するために、施設の出口で測定したものを下水道法の放流水基準(*1)に当てはめたものです。

(*1)規制基準値は、下水道法及び下水道法施行令第9条の4第4項の規定により定められている県条例(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例)に基づいています。

令和3年度 最終処分場放流水総合分析

最終処分場

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
			6/11	12/10				6/11	12/10
			結果の得られた日					結果の得られた日	
			7/9	1/14				7/9	1/14
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l	<0.003	<0.003	ベンゼン	0.1以下	mg/l	<0.001	-
シアン化合物	1以下	mg/l	<0.01	<0.01	セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l	<0.005	-
有機燐化合物	0.2以下	mg/l	<0.05	<0.05	ほう素及びその化合物	230以下	mg/l	1.3	-
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l	<0.01	<0.01	ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	0.5以下	mg/l	<0.01	<0.01	1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l	<0.005	<0.005
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l	<0.01	<0.01	フェノール類含有量	0.5以下	mg/l	<0.005	<0.005
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	銅含有量	1以下	mg/l	<0.01	<0.01
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l	不検出	不検出	亜鉛含有量	1以下	mg/l	0.05	0.04
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	溶解性鉄含有量	3以下	mg/l	0.09	0.07
トリクロエレン	0.1以下	mg/l	<0.002	<0.002	溶解性マンガン含有量	1以下	mg/l	0.03	0.05
テトラクロエレン	0.1以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	クロム及びその化合物	2以下	mg/l	<0.01	<0.01
ジクロメタン	0.2以下	mg/l	<0.002	-	アンモニア性窒素	380未満 (3項目の合計)	mg/l	<0.1	-
四塩化炭素	0.02以下	mg/l	<0.0002	-	亜硝酸性窒素			<0.1	-
1,2-ジクロエタン	0.04以下	mg/l	<0.0004	-	硝酸性窒素			2.1	-
1,1-ジクロエレン	1以下	mg/l	<0.002	-	ノルマルヘキササン抽出物質含有量	5以下(鉱物)	mg/l	<1	<1
1,2-ジクロエレン	0.4以下	mg/l	<0.004	-		30以下(動植物油脂類)	mg/l	<1	<1
1,1,1-トリクロエタン	3以下	mg/l	<0.0005	-	ヨウ素消費量	220未満	mg/l	<1	-
1,1,2-トリクロエタン	0.06以下	mg/l	<0.0006	-	ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l	<0.01	0.03
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l	<0.0002	-	大腸菌群数	日間平均 3,000以下	個/cm ³	10以下	-
チウラム	0.06以下	mg/l	<0.001	-	外観	-	-	無色	-
シマジン	0.03以下	mg/l	<0.001	-	臭気	-	-	無臭	-
チオベンカルブ	0.2以下	mg/l	<0.001	-					

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い測定しています。

なお、放流水は下水道へ排水していますので、「下水道法」に規定された排水基準の適用も受けています。

※試料採取場所：下水道に繋がる最終放流管

令和3年度 最終処分場放流水定期分析

最終処分場

項 目	基 準 値	単 位	採 取 日											
			4/9	5/7	6/11	7/9	8/13	9/10	10/15	11/12	12/10	1/17	2/17	3/4
			測定結果の得られた日											
			4/28	5/26	7/9	7/29	9/7	9/30	11/1	11/30	1/14	2/14	3/4	3/28
水 温	45未満	℃	17.5	20.0	24.0	24.0	25.5	23.0	22.0	19.0	16.5	12.5	10.5	15.0
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	pH	7.4 (20℃)	7.1 (21℃)	6.9 (24℃)	7.1 (24℃)	7.0 (23℃)	7.2 (26℃)	7.2 (24℃)	7.2 (21℃)	7.2 (17℃)	7.1 (16℃)	7.1 (14℃)	7.2 (17℃)
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	600未満	mg/l	1	2	2	2	1	1	2	1	3	1	2	1
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	3	2
浮遊物質量 (SS)	600未満	mg/l	<1	<1	<1	1	1	<1	2	1	2	3	2	4
電気伝導率	—	mS/m	-	-	250	-	-	-	-	-	170	-	-	-
塩化物イオン	—	mg/l	-	-	710	-	-	-	-	-	440	-	-	-

電気伝導率、塩化物イオン以外は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い測定しています。

電気伝導率、塩化物イオンは、浸出水の水質と比較し、処理の状況を把握するために独自に測定しています。

なお、放流水は下水道へ排水していますので、「下水道法」に規定された排水基準の適用も受けています。

※試料採取場所：下水道に繋がる最終放流管

令和3年度 最終処分場原水定期分析

最終処分場

項目	基準値	単位	採 取 日											
			4/9	5/7	6/11	7/9	8/13	9/10	10/15	11/12	12/10	1/17	2/17	3/4
			測定結果の得られた日											
			4/28	5/17	7/9	7/29	9/7	9/30	11/1	11/30	1/14	2/10	3/4	3/28
水 温	—	℃	18.0	19.0	20.5	20.0	22.0	21.0	21.0	19.5	19.0	17.5	17.0	17.5
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上 8.6以下	pH	7.4 (20℃)	7.5 (21℃)	7.5 (24℃)	7.3 (23℃)	7.4 (23℃)	7.2 (26℃)	7.3 (24℃)	7.5 (21℃)	7.5 (17℃)	7.6 (16℃)	7.6 (16℃)	7.9 (17℃)
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	60	mg/l	4	2	2	2	3	1	3	1	3	2	3	2
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	4	3	2	1	2	2	2	2	2	2	3	3
浮遊物質 量 (SS)	60	mg/l	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	1
窒素含有量	—	mg/l	3.2	1.7	1.7	5.6	2.2	2.9	1.8	1.0	1.0	0.5	0.65	0.95
カルシウム イオン (Ca ²⁺)	—	mg/l	120	160	150	130	150	200	160	160	120	160	150	140
電気伝導率	—	mS/m	—	—	61	—	—	—	—	—	140	—	—	—
塩化物イオン	—	mg/l	—	—	540	—	—	—	—	—	260	—	—	—

処分場内保有水の処理状況監視及び将来的な処分場の廃止時期の見通しを立てるために、独自に測定しています。

※試料採取場所：集水ビットから浸出水処理施設への送水先第一調整槽

令和3年度 最終処分場周辺地下水定期分析

井戸No.1(周辺地下水上流側)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/9	5/7	6/11	7/9	8/13	9/10	10/15	11/12	12/10	1/17	2/17	3/4
			測定結果の得られた日											
			4/28	5/26	7/9	7/29	9/7	9/30	11/1	11/30	1/14	2/10	3/4	3/28
水温	—	℃	16.5	17.0	18.0	19.0	19.0	20.0	20.0	18.5	14.0	17.5	17.0	16.0
電気伝導率	—	mS/m	54	54	240	29	53	21	54	48	43	48	48	53
塩化物イオン	—	mg/l	15	15	17	3.7	16	8.9	9.3	9.6	9.9	17	19	21

井戸No.2(場内浸出水)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/9	5/7	6/11	7/9	8/13	9/10	10/15	11/12	12/10	1/17	2/17	3/4
			測定結果の得られた日											
			4/28	5/26	7/9	7/29	9/7	9/30	11/1	11/30	1/14	2/10	3/4	3/28
水温	—	℃	17.5	18.0	19.0	19.5	18.5	19.5	19.5	18.0	14.0	18.5	16.5	16.0
電気伝導率	—	mS/m	160	180	190	7.3	17	50	26	86	140	260	230	230
塩化物イオン	—	mg/l	240	320	63	11	18	23	40	170	340	770	680	520

井戸No.3(場内浸出水)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/9	5/7	6/11	7/9	8/13	9/10	10/15	11/12	12/10	1/17	2/17	3/4
			測定結果の得られた日											
			4/28	5/26	7/9	7/29	9/7	9/30	11/1	11/30	1/14	2/10	3/4	3/28
水温	—	℃	19.5	19.5	20.0	20.0	19.0	19.0	20.0	19.0	14.0	19.0	18.5	16.5
電気伝導率	—	mS/m	330	330	270	270	300	260	240	180	150	130	150	210
塩化物イオン	—	mg/l	1100	1200	890	1000	890	760	710	540	530	450	510	640

井戸No.4(周辺地下水下流側)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/9	5/7	6/11	7/9	8/13	9/10	10/15	11/12	12/10	1/17	2/17	3/4
			測定結果の得られた日											
			4/28	5/26	7/9	7/29	9/7	9/30	11/1	11/30	1/14	2/10	3/4	3/28
水温	—	℃	14.0	16.5	17.0	20.0	22.5	21.5	20.0	18.5	14.0	15.5	13.5	18.5
電気伝導率	—	mS/m	220	230	250	210	200	240	230	210	190	190	170	180
塩化物イオン	—	mg/l	530	590	570	470	450	440	490	480	540	500	450	450

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い、埋立地からの浸出水による最終処分場の周辺の地下水の水質への影響の有無を判断するため測定しています。(No.2井戸及びNo.3井戸の水質は場内浸出水の水質を測定しており、場外周辺井戸の水質と比較するために測定しています。)

令和3年度 最終処分場周辺地下水総合分析

最終処分場

項目	基準値	単位	採取日		
			6/11		
			測定結果の得られた日		
			7/9		
			No. 1 (上流)	No. 4 (下流)	※保有水 (比較)
カドミウム	0.003以下	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.003
全シアン	検出されないこと	mg/l	不検出	不検出	<0.01
鉛	0.01以下	mg/l	<0.001	<0.001	<0.01
六価クロム	0.05以下	mg/l	<0.005	<0.005	<0.01
ヒ素	0.01以下	mg/l	<0.001	<0.001	<0.01
総水銀	0.0005以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと	mg/l	不検出	不検出	<0.0005
トリクロエチレン	0.01以下	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロエチレン	0.01以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロメタン	0.02以下	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロエタン	0.004以下	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロエチレン	0.1以下	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロエチレン	0.04以下	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008
1,1,1-トリクロエタン	1以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロエタン	0.006以下	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロペン	0.002以下	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006以下	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.001
シマジン	0.003以下	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.001
チオベンカルブ	0.02以下	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01以下	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	mg/l	<0.001	<0.001	<0.005
過マンガン酸カリウム消費量	—	mg/l	7.2	11	6.4
クロロエチレン	0.002以下	mg/l	<0.0002	<0.0002	—
1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l	<0.005	<0.005	—

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号ロ（別表第2）の規定に基づき測定しています。

※過マンガン酸カリウム消費量の測定は、「一般廃棄物最終処分場の適正化に関する留意事項について」（平成10年3月5日、衛環8号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に従って行っています。

※保有水分析は、周辺地下水との水質の比較のために場内浸出水を分析したものですので、規制基準値はありません。

令和3年度 水処理施設最終放流水総合分析

水処理施設

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
			6/11	12/10				6/11	12/10
			測定結果の得られた日					測定結果の得られた日	
			7/9	1/14				7/9	1/14
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l	<0.003	<0.003	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l	<0.0002	<0.0002
シアン化合物	1以下	mg/l	<0.01	<0.01	チウラム	0.06以下	mg/l	<0.001	<0.001
有機燐化合物	0.2以下	mg/l	<0.05	<0.05	シマジン	0.03以下	mg/l	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l	<0.01	<0.01	チオベンカルブ	0.2以下	mg/l	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	0.5以下	mg/l	<0.01	<0.01	ベンゼン	0.1以下	mg/l	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l	<0.01	<0.01	セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l	<0.005	<0.005
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	ほう素及びその化合物	230以下	mg/l	<0.1	<0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l	不検出	不検出	ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l	<0.1	<0.1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	1,4-ジメチル	0.5以下	mg/l	<0.005	<0.005
トリクロロエレン	0.3以下	mg/l	<0.002	<0.002	フェノール類	0.5以下	mg/l	<0.005	<0.005
テトラクロロエレン	0.1以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	銅及びその化合物	1以下	mg/l	<0.01	<0.01
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l	<0.002	<0.002	亜鉛及びその化合物	1以下	mg/l	<0.01	0.01
四塩化炭素	0.02以下	mg/l	<0.0002	<0.0002	鉄及びその化合物(溶解性)	3以下	mg/l	0.09	0.03
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l	<0.0004	<0.0004	マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	mg/l	0.19	0.14
1,1-ジクロロエレン	1以下	mg/l	<0.002	<0.002	クロム及びその化合物	2以下	mg/l	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエレン	0.4以下	mg/l	<0.004	<0.004	ヨウ素消費量	220未満	mg/l	<1	<1
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/l	<0.0005	<0.0005	ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l	<0.01	<0.01
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/l	<0.0006	<0.0006					

※下水道法の規定に基づき、高座清掃施設組合からの排水が下水道へ流入する最終放流口での水質を測定しています。

令和3年度 水処理施設最終放流水定期分析

水処理施設

項目	基準値	単位	採取日											
			4/9	5/7	6/11	7/9	8/13	9/10	10/15	11/12	12/10	1/17	2/17	3/4
			測定結果の得られた日											
			4/28	5/26	7/9	7/29	9/7	9/30	11/1	11/30	1/14	2/10	3/4	3/28
水温	45未満	℃	19.0	21.0	21.5	21.5	22.0	22.5	21.0	20.0	18.5	16.0	16.5	18.0
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	pH	7.9 (20℃)	7.7 (21℃)	7.8 (25℃)	7.7 (23℃)	7.7 (23℃)	7.7 (26℃)	7.8 (24℃)	7.9 (21℃)	7.7 (17℃)	7.9 (16℃)	8.2 (16℃)	8.0 (17℃)
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	600未満	mg/l	13	13	96	47	35	8	45	14	12	44	8	22
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	16	25	15	11	20	13	17	7	6	12	11	10
浮遊物質 量 (SS)	600未満	mg/l	8	20	4	1	15	1	4	1未満	1	1未満	2	4
ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量	5以下 (鉍物)	mg/l	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1未満	<1	<1
	30以下 (動植物油 脂類)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1未満	<1	<1
アンモニア性窒素	380未満 (3項目の 合計)	mg/l	22	3.0	9.9	<0.1	7.8	<0.1	4.0	2.9	4.1	0.6	6.1	<0.1
亜硝酸性窒素			2.2	1.7	3.3	5.9	2.6	3.1	12	0.6	0.3	1.5	0.6	5.0
硝酸性窒素			5.6	12	6.6	18	15	6.2	9.6	6.0	6.4	12	4.5	14
リン含有量 (※1)	—	mg/l	1.0	0.6	0.4	0.4	0.7	1.4	0.97	0.68	0.67	0.95	1.0	0.28

※下水道法では、下水道へ流入する排水の最終放流口での水質に規制基準を設定しています。

※1 リン含有量は、終末処理場の放流水が水質汚濁防止法による規制を受ける場合に適用されます。しかし、下水の排除先である相模川流域下水道の終末処理場は規制を受けないので、高座清掃施設組合からの放流水に対してリン含有量の基準は適用されません。